

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2分の1
復元に関する意見書の提出について

令和2年6月1日受理

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、3月来、相次いで学校休業措置がとられ、子供たちの今後の学習や心のケアのために、教職員の存在がますます必要とされています。

新型コロナウイルス感染症による影響がなくても、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、新学習指導要領が本格実施となり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子供たちをはぐくむ学校現場において、教職員が人間らしく働くためには、長時間労働の是正が必要です。そのためには、人員増を図り、教職員一人一人の業務負担を軽減する必要があります。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられたままで、自治体財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、令和3年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるようお願いいたします。

記

- 1 子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

あきた芸術劇場中ホールへの反響板の常設について

令和2年6月1日受理

建設に着手した県・市連携文化施設、あきた芸術劇場における中ホール（舞台芸術型ホール（約800席））は、演劇等に特化した特殊なホールであり、反響板（音響反射板）を設置しない方針と判明しました。

このままでは、マイクを使用しない学校教育の諸活動や合唱・器楽演奏には極めて不都合であり、演奏会場としても使えないことから、多くの芸術分野で満足するよう、反響板を有する多目的ホールにすべきです。

一方で、移動式の音響反射板、いわゆるつい立て式で対応するといった報道もありますが、つい立て式では垂直方向の音に対応できずに水平方向の音を客席に届けるだけであり、音のエネルギーの半分以上はステージ天井裏の巨大空間に吸い込まれ、効果は期待できません。常設の反響板は、建設中のあきた芸術劇場大ホールを初め、全国の多目的ホールに設置されております。

そうした中、私たちの趣旨に御賛同いただける方に「新文化施設中ホール反響板設置についての陳情・要望書」の署名活動をしたところ、1万747筆（5月31日現在）と多くの署名をいただいたほか、電子署名も338筆いただきました。

つきましては、あきた芸術劇場中ホールを、一般的で利便性にたけた多目的ホールとし、多くの分野の県民が舞台を利用できるように、反響板を常設していただくようお願いします。

請願第23号

秋田市有料指定ごみ袋の無料配布及び水道料金の基本料金の減免について

令和2年6月1日受理

秋田市においては、行政の積極的な新型コロナウイルス感染症対策により、今日まで危機的な状況に陥ることはありませんでした。その実現には、何よりも秋田市民の協力によるところが大きいのと思われませんが、そのことと引きかえに市民の生活と経済活動に大きな影響が生じたことも事実です。

また、全都道府県で緊急事態宣言が解除されましたが、国は新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を公表しており、市民生活は、まだ大きな制約を受けるものとなっています。特に、在宅も基本の一つとなっており、これからも不要不急の外出を控える傾向は続くと考えられます。

つきましては、在宅を勧奨するとともに、秋田市民の生活と経済活動を支えるために、下記事項について実現するようお願いいたします。

記

- 1 秋田市有料指定ごみ袋を全世帯に一定数無料で配布すること。
- 2 水道料金の基本料金を全額減免すること。

秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について

令和2年6月1日受理

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）を廃止する法律案が、平成29年4月14日の参議院本会議で可決・成立し、平成30年4月1日に種子法が廃止されました。

それまでの県行政は、種子法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給及び優良な品種を決定するための試験研究を担い、本県の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、秋田県農業の振興に大きな貢献をしてきました。

この種子法の廃止を受けて、一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されることになれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がされています。県内の生産現場においても、将来的には優良な品種の選定ができなくなることや種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

種子法が廃止されて以降、秋田県では秋田県主要農作物種子基本要綱によって種子行政が行われていますが、要綱だけでは予算の裏づけとはならないことを踏まえて、農業生産県として今後も県行政が種子生産の中心的な役割を果たし、今までどおりの行政対応を継続するため、必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定が求められています。

つきましては、秋田県に対し、秋田県主要農作物種子条例の制定について意見書を提出してくださるようお願いいたします。